

生駒市規則第 27 号

生駒市住民基本台帳カード利用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 7 月 24 日

生駒市長 山下 真

生駒市住民基本台帳カード利用条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市住民基本台帳カード利用条例施行規則（平成 23 年 1 月生駒市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「利用申請者は、前項ただし書」を「条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げるサービスの利用申請者は、第 2 項ただし書」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、条例第 2 条第 3 号に掲げるサービスの利用申請があったときは、当該利用申請者が本人であることの確認を別に定める方法により行うことができる。

第 4 条第 1 項中「第 2 条各号」を「第 2 条第 1 号及び第 2 号」に改め、「（以下「サービス」という。）」を削る。

第 6 条中「引き続き」の次に「条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げる」を加える。

第 7 条第 1 項中「サービス」を「条例第 2 条各号に掲げるサービス」に改め、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、条例第 2 条第 3 号に掲げるサービスの利用の中止に係る届出については、この限りでない。

第 8 条中「サービス」を「条例第 2 条各号に掲げるサービス」に改める。

様式第 1 号中

サービスを利用して交付を希望する証明書等	<input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに戸籍の附票の写し（生駒市に本籍がない場合は交付できません。） <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書（印鑑登録されていない場合は交付できません。）
----------------------	---

を

利用を希望するサービス	<input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに戸籍の附票の写しの交付（生駒市に本籍がない場合は交付できません。） <input type="checkbox"/> 住民票の写しの交付 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の交付（印鑑登録されていない場合は交付できません。） <input type="checkbox"/> 図書館の利用券
-------------	--

に改める。

様式第6号中

サービスの利用を中止する証明書等	<input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに戸籍の附票の写し <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
------------------	--

を

利用を中止するサービス	<input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書並びに戸籍の附票の写しの交付 <input type="checkbox"/> 住民票の写しの交付 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書の交付 <input type="checkbox"/> 図書館の利用券
-------------	---

に改める。

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。